

令和6年10月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

[REDACTED] 損害賠償請求事件(以下「甲事件」という。)

[REDACTED] 損害賠償請求事件(以下「乙事件」という。)

口頭弁論終結日 令和5年12月11日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 甲事件被告らは、原告浜田市に対し、連帶して、1169万4351円及びこれに対する平成27年4月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告浜田市のその余の請求及び原告雲南の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、甲事件について生じた費用については、これを20分し、その17を原告浜田市の負担とし、その余を甲事件被告らの負担とし、乙事件について生じた費用については、原告雲南の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 甲事件

甲事件被告らは、原告浜田市に対し、連帶して、7667万6985円及びこれに対する平成25年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 乙事件

乙事件被告らは、原告雲南に対し、連帶して、3581万2200円及びこれに対する平成27年4月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1. 事案の概要

甲・乙事件はいずれも、原告を発注者とする消防救急デジタル無線に係る契約に際し行われた入札に先立ち、被告らによる談合があったとして、原告が、被告らに対し、共同不法行為に基づき、損害賠償を請求する事案である。

5 (1) 甲事件 (原告浜田市) 関係

ア 入札・契約等 (当事者間に争いのない事実のほか、甲A 2、4、5)

- a 入札 平成25年5月21日実施の指名競争入札
- b 予定価格 非公表
- c 落札者 被告富士通ゼネラル
- d 落札金額 2億5800万円 (税抜き)
- e 仮契約 同月27日
- f 本契約 同年6月26日
- g 支払 平成26年4月10日に1億0836万円、平成27年4月20日に1億6254万円 (合計2億7090万円)

15 イ 本訴における請求額等

- a 損害金 7667万6985円
- b 遅延損害金 起算点は上記仮契約締結日、利率は平成29年法律第44号による改正前の民法 (以下「改正前民法」という。) 所定の年5分

20 (2) 乙事件 (原告雲南) 関係

ア 入札・契約等 (当事者間に争いのない事実のほか、甲C 1、3ないし5)

- a 入札 平成25年5月30日実施の一般競争入札
- b 予定価格 (事前公表) 1億6200万円 (税抜き)
- c 落札者 被告和幸
- d 落札金額 1億5600万円 (税抜き)
- e 仮契約 同年6月7日

f 本契約 同月 27 日

g 変更契約 平成 27 年 3 月 5 日

h 支払 同年 4 月 24 日までに合計 1 億 6278 万 3000 円

イ 催告及び本訴の提起

a 催告 令和 2 年 7 月 21 日又は同月 22 日 (甲 C 8、10、12、14、16)

b 本訴の提起 令和 3 年 1 月 8 日

ウ 本訴における請求額等

a 損害金 3581 万 2200 円

b 遅延損害金 起算点は上記最終支払日 (平成 27 年 4 月 24 日)、利率は改正前民法所定の年 5 分

2 本件の争点及びこれに対する当事者の主張は、別紙 2 記載のとおりである。

甲事件・乙事件共に、談合（基本合意及び個別調整行為）の有無及び損害額に争いがあるほか、乙事件（原告雲南）については消滅時効が完成しているかが争点となっている。

第 3 当裁判所の判断

1 前提事実

当事者間に争いがないか、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を容易に認めることができる。

(1) 当事者等

ア 原告浜田市は、島根県所在の普通地方公共団体である。

イ 原告雲南は、島根県雲南市、仁多郡奥出雲町及び飯石郡飯南町を構成団体とする地方自治法 291 条の 2 に基づく広域連合であり、消防業務を中心たる業務の一つとしている。

ウ 被告富士通ゼネラル、同沖電気、同日立国際及び同日本無線は、いずれも消防救急デジタル無線機器の製造販売を行う株式会社である。

エ 被告和幸は、消防救急デジタル無線機器の仕入販売を行う株式会社である。

(2) 消防救急デジタル無線について

消防救急無線は、従来、アナログ通信方式であったが、平成20年5月1
5 3日付け総務省告示第291号により、従来のアナログ通信方式による周波
数帯の使用期限が平成28年5月31日までとされたことから、消防救急ア
ナログ無線を使用し続ける全国の約800消防本部等の全てが、それまでに
デジタル通信方式に移行させなければならないこととなつた。

消防救急デジタル無線機器の発注主体は、全国の市町村等であり、発注に
際しては、デジタル無線機器のみならず、アンテナや電源装置、冷暖房装置、
10 印刷機器、指令台等の機器や、据付工事、鉄塔の建設工事等も併せて行われ
る場合があった。

市町村等は、上記発注に先立ち、基本設計及びこれに基づく実施設計を発
注し、そこで作成された仕様書等に基づいて一般競争入札、指名競争入札等
15 を行ってデジタル無線機器等に関する契約を締結するが、消防救急デジタル
無線機器の仕様には、メーカーごとに自社独自と考えられるものが存在すること
から、甲事件被告ら [REDACTED]

甲事件被告らと併せて「5社」という。)は、自社独自の仕様を上記仕様書
に入れてもらうべく、実施設計の段階から消防本部や実施設計を受託した設
計会社等に対し、そのための営業活動を行うことを予定していた。また、自
ら落札等をした場合は発注者と契約を締結して、また、代理店等が落札等を
した場合は当該代理店等を通じて、当該機器を納入することを予定していた。

(3) 本件に関する入札・契約等

原告浜田市及び同雲南においても、前記事案の概要欄記載のとおり、消防
25 救急デジタル無線にかかる入札が実施され、落札者との間で契約の締結、代
金の支払等が行われた。(以下、原告浜田市と被告富士通ゼネラルとの間の

契約を「浜田市契約」、原告雲南と被告和幸との間の契約を「雲南契約」という。)

(4) 公正取引委員会による排除措置命令等

ア 公正取引委員会は、平成29年2月2日、5社が共同して、特定消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより、公共の利益に反して、同機器の取引分野における競争を実質的に制限し、不当な取引制限をして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律3条に違反したとして、5社に対し、同法7条2項に基づく排除措置命令（以下「本件排除措置命令」という。）を行い、5社から被告日立国際を除いた4社に対し、同法7条の2第1項に基づく課徴金納付命令（以下「本件課徴金納付命令」という。）を行った。

イ 本件排除措置命令及び本件課徴金納付命令は、取消訴訟を提起した被告富士通ゼネラルを除いた3社につき、同年8月2日に確定した。

(5) 原告雲南が訴訟提起に至る経緯

原告雲南が乙事件被告らに対してした催告及び本訴の提起の時期は、前記事案の概要欄記載のとおりである。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

10

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

15

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

20

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

25

[REDACTED]

[REDACTED]

5

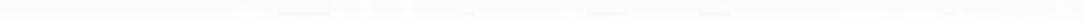
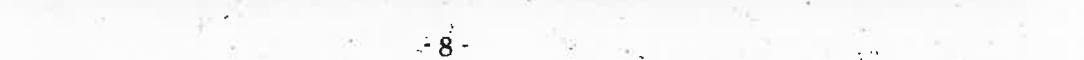
10

15

20

25

5

<img alt="Redacted text block" data-bbox="218 2399 901

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10.

15

20

•25

5

10

15

20

25

6

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25



5.

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

10

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

15

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

20

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

25

[REDACTED]

5



10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

10 (2) 前提

民法724条1号及び改正前民法724条前段にいう「損害及び加害者を
知った時」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な
状況の下に、その可能な程度にこれらを知った時を意味するものと解するの
が相当であり（最高裁昭和45年（オ）第628号同48年11月16日第
15 小法廷判決・民集27巻10号1374頁参照）、被害者が損害を知った
時とは、被害者が損害の発生を現実に認識した時を意味するものと解すべき
である（最高裁平成8年（オ）第2607号同14年1月29日第三小法廷
判決・民集56巻1号218頁参照）。

5



10

15

20

25

5

10

15

20

25

5



10

15

20

25

第4 結論

以上によれば、原告浜田市の甲事件被告らに対する各請求は、1169万4
351円及びこれに対する平成27年4月20日から支払済みまで年5分の割
合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるから、この限度で認
容し、その余は理由がないからいずれも棄却することとし、原告雲南の乙事件
被告らに対する各請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却することとし
て、主文のとおり判決する。

松江地方裁判所民事部

裁判長裁判官

三 島 恭 子

20

裁判官

渡 辺

正

裁判官

西 野 入

傑

別紙1

当事者目録

島根県浜田市殿町1番地

甲 事 件 原 告

浜 田 市

(以下「原告浜田市」という。)

同 代 表 者 市 長

久 保 田 章 市

同訴訟代理人弁護士

佐 和 洋 亮

今 城 崇

石 井 志

松 永 直 也

10

島根県雲南市木次町里方1100番地6

乙 事 件 原 告

雲 南 広 域 連 合

(以下「原告雲南」といい、原告
浜田市と併せて「原告ら」とい
う。)

同代表者雲南広域連合長

石 飛 厚 志

同訴訟代理人弁護士

川崎市高津区末長三丁目3番17号

甲事件及び乙事件被告

株式会社富士通ゼネラル

(以下「被告富士通ゼネラル」という。)

同代表者代表取締役

斎 藤 悅 郎

同訴訟代理人弁護士

25

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

甲事件及び乙事件被告

沖電気工業株式会社

(以下「被告沖電気」という。)

同代表者代表取締役

森 孝 廣

同訴訟代理人弁護士

[REDACTED]

同訴訟復代理人弁護士(甲事件)

[REDACTED]

兼訴訟代理人弁護士(乙事件)

5

10

東京都港区西新橋二丁目15番12号

甲事件及び乙事件被告

株式会社日立国際電気

(以下「被告日立国際」という。)

同代表者代表取締役

佐久間 嘉一郎

同訴訟代理人弁護士

[REDACTED]

15

東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号

甲事件及び乙事件被告

日本無線株式会社

20

(以下「被告日本無線」といい、

被告富士通ゼネラル、被告沖電

気及び被告日立国際と併せて

「甲事件被告ら」という。)

同代表者代表取締役

小 洗 健

同訴訟代理人弁護士

[REDACTED]

25

松江市伊勢宮町564番地

乙事件被告

和幸株式会社

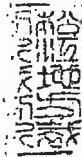
(以下「被告和幸」といい、甲事件被告らと併せて「乙事件被告ら」という。)

同代表者代表取締役

山下剛史

同訴訟代理人弁護士

以上



別紙 2

争点に対する当事者の主張

5

10

15

20

25

५

• 10

15

20

25

5

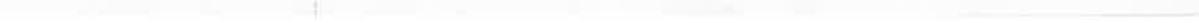
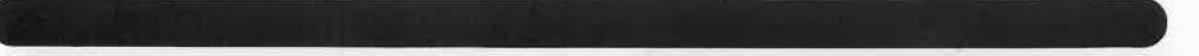
10

15

20

25

5



10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

-5

10

- 15 -

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

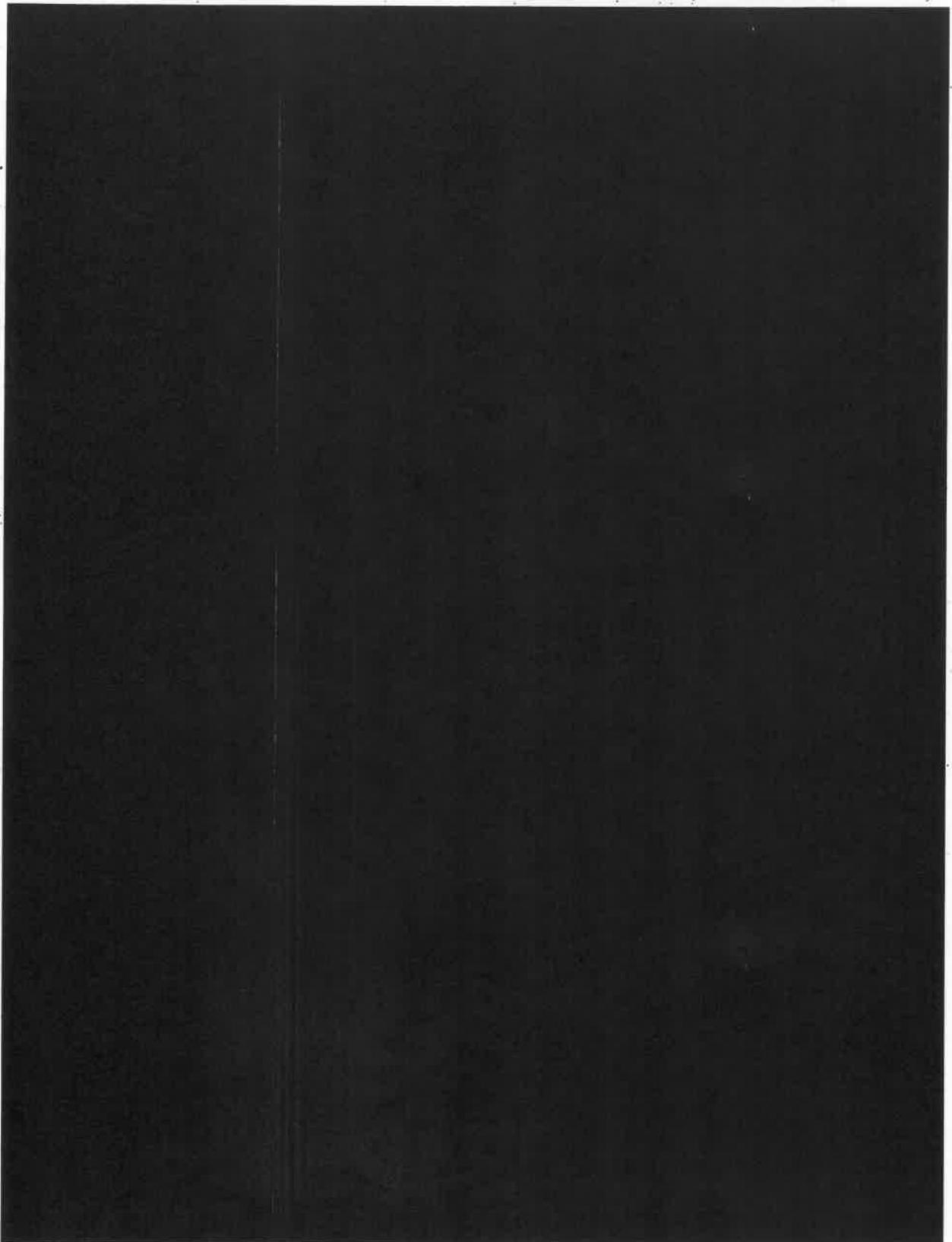
15

20

25

以 上

別紙3



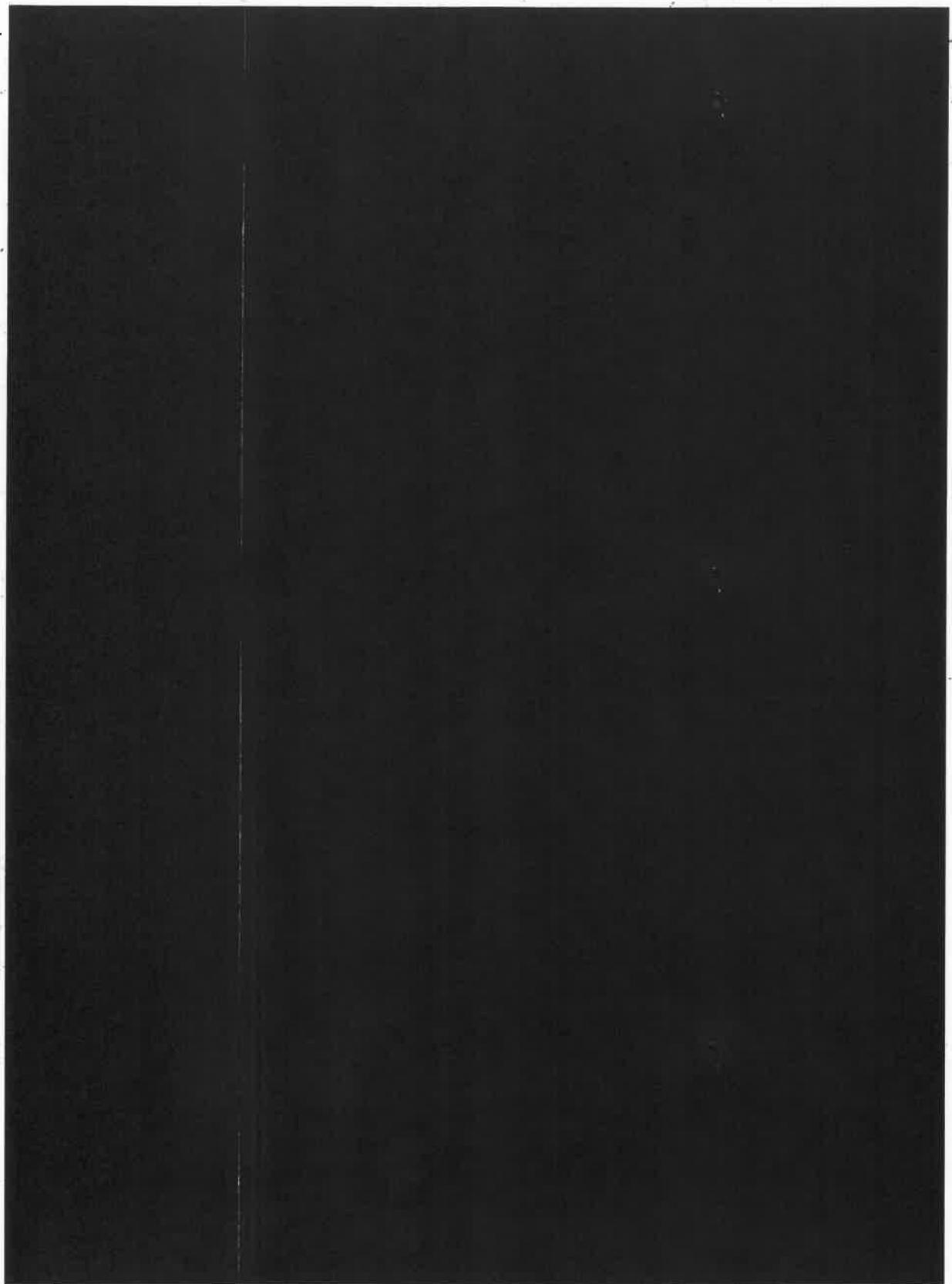
別紙4

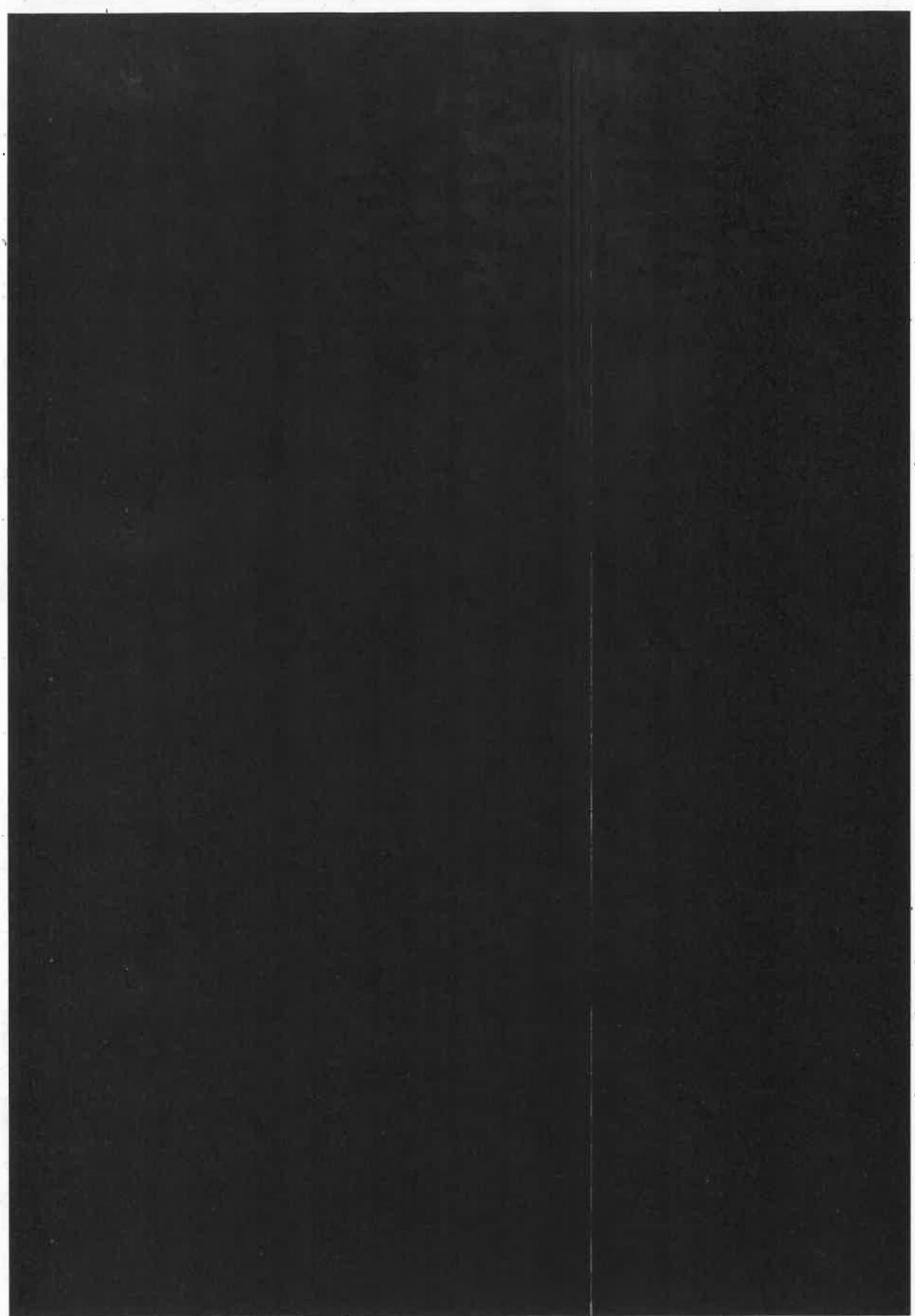
5

10

15

20





これは正本である。

令和6年10月29日

松江地方裁判所民事部

裁判所書記官 高橋 夕

